

小山市・下野市・野木町
(小山広域保健衛生組合管内)

燃やすごみ・可燃ごみ
指定ごみ袋制度の基本方針
(案)

令和5年7月

小山市・下野市・野木町
小山広域保健衛生組合

目次

はじめに.....	1
1 ごみ処理の現状.....	2
(1)ごみ処理の概要.....	2
(2)燃やすごみの排出量.....	3
(3)燃やすごみの組成.....	3
(4)燃やすごみの削減目標.....	4
2. 制度の概要と効果.....	5
(1)指定ごみ袋制度とは.....	5
(2)制度の実施時期.....	5
(3)制度の効果.....	6
3. 制度の方針.....	7
(1)制度の対象.....	7
(2)指定ごみ袋の仕様.....	7
(3)表示内容.....	8
(4)指定ごみ袋の製造・流通・販売方法.....	10
(5)指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱いについて.....	10
(6)可燃系粗大ごみの取り扱いについて.....	10
(7)組合の施設に直接搬入する際の指定ごみ袋の除外品目について.....	10
4. 制度導入にあたっての周知と啓発.....	11
(1)住民への周知と啓発活動.....	11
(2)事業所への周知と啓発活動.....	11

はじめに

地球規模の環境問題に国の枠組みを越えた対応が求められる現在、温室効果ガスによる地球温暖化はその代表的な課題になっています。令和2(2020)年10月、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を宣言しました。私たちが毎日排出するごみを焼却することでも温室効果ガスは発生しており、燃やすごみ・可燃ごみ(以下「燃やすごみ」という)を減らすことが求められています。

栃木県南部に位置する、小山市、下野市、野木町(以下「市町」という)は、ごみ処理に関する事務を共同処理するため小山広域保健衛生組合(以下「組合」という)を設立し、燃やすごみは、小山市にある160t焼却施設と70t焼却施設で焼却処理※しています。このうち昭和61(1986)年に建設された160t焼却施設は老朽化が進んでいるため、令和9(2027)年4月の稼働を目指して新たな180t焼却施設の整備を進めているところです。

将来的に人口減少による廃棄物の自然減少が見込まれる状況で、新たな焼却施設の規模が過大なものとならないよう、市町と組合では他自治体の事例をもとに達成可能な燃やすごみの削減目標を検討し、その達成を前提とした焼却施設を計画しました。整備が完了すると、現在より処理能力は増えますが、万一の災害時に発生する廃棄物の処理に備えるためにも、平常時から燃やすごみを削減しておくことが必要です。

令和3(2021)年6月、組合は廃棄物の減量化を検討するにあたり、広く住民の皆様の御意見を反映するため、廃棄物減量化対策推進検討会を設置し、令和4(2022)年1月に燃やすごみの減量化施策として、多くの自治体で導入実績のある“家庭系及び事業系指定袋制度を実施すること”が提言されました。

この提言を契機に、市町と組合は指定ごみ袋制度の導入に向けた取り組みを進めて行くことになりました。

※下野市石橋地区で発生した燃やすごみは令和9年度から当組合施設で処理開始する予定です

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の概要

市町のごみは分別毎に次の3箇所の施設で処理しています。

施設名	中央清掃センター	リサイクルセンター	南部清掃センター
所在地	小山市	下野市	野木町
処理対象ごみ	燃やすごみ 粗大ごみ（可燃系）	不燃ごみ 粗大ごみ（不燃系） 資源物（びん・缶・ペットボトル） 有害ごみ、小型家電	生ごみ（野木町） プラスチック製容器包装 剪定枝

※このほか、各施設で可燃系資源物を回収しています。

中央清掃センターでは、燃やすごみなどを以下の施設で処理しています。

160t 焼却施設等の「160t」は1日24時間運転した場合の処理能力を表します。施設の点検や整備などで停止しなければならない日数を除いた、年間運転日数は268日として計算します。

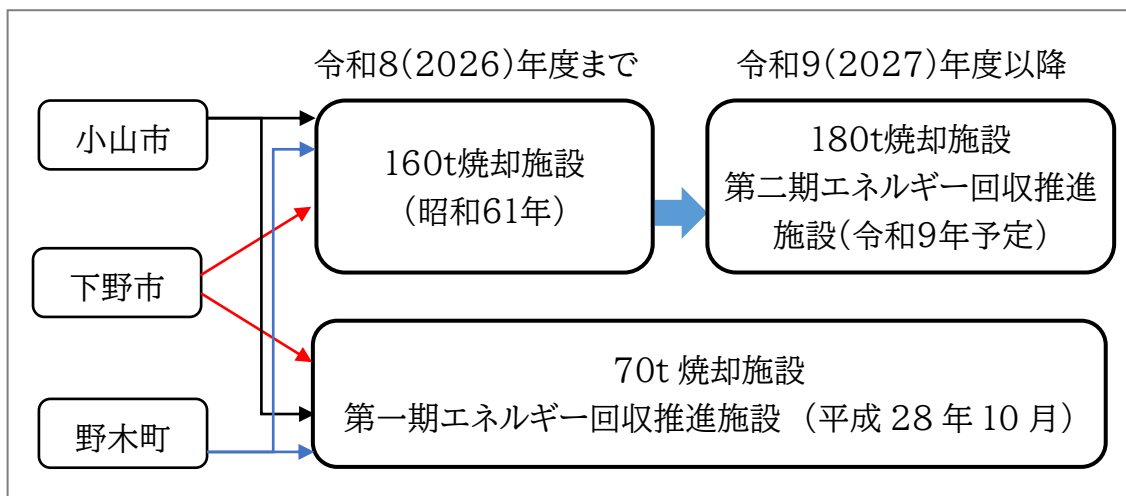


図1. 中央清掃センターの燃やすごみ処理フロー

※下野市石橋地区は令和9年度以降、当処理フローに含む

(2) 燃やすごみの排出量

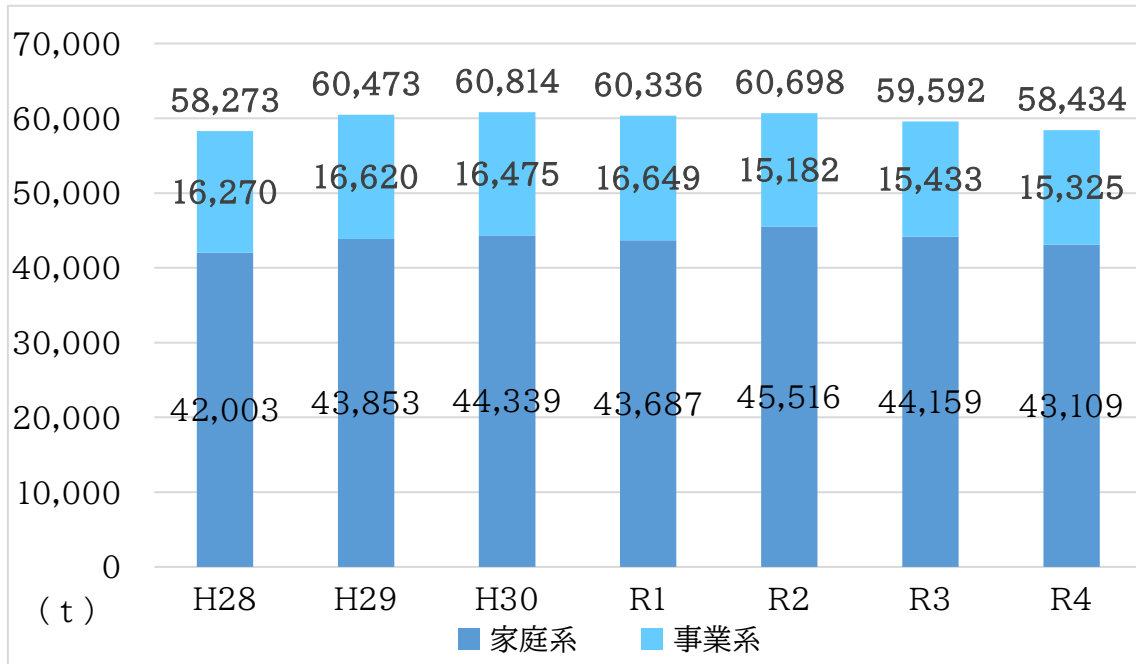


図2. 小山広域管内の燃やすごみ及び可燃系粗大ごみ排出量

平成 28(2016)年度からの燃やすごみ及び可燃系粗大ごみの排出量（下野市石橋地区分を含む）は、約 60,000t 程度でほぼ横ばいの状況です。

(3) 燃やすごみの組成

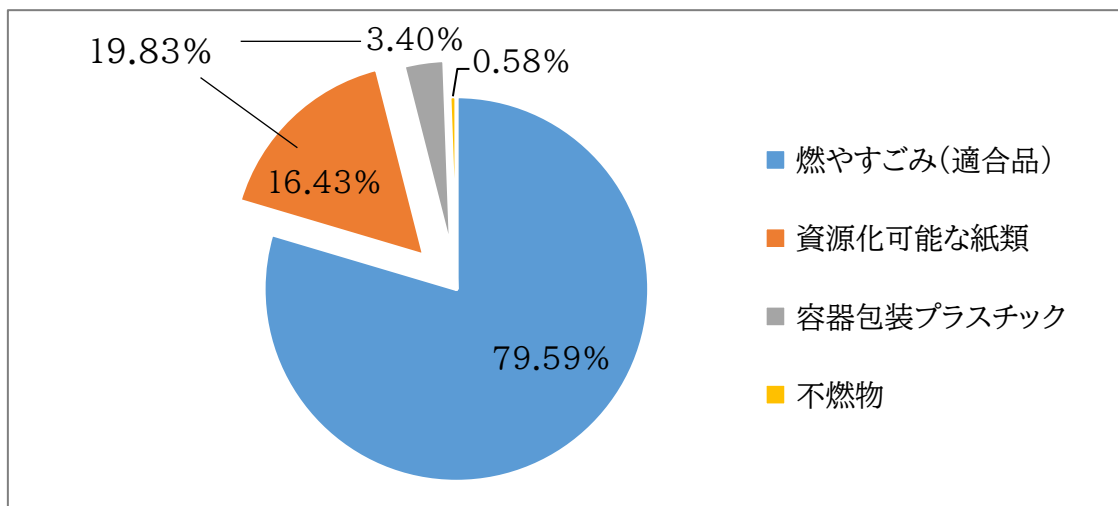


図3. 小山広域管内の燃やすごみ組成分析結果

家庭ごみを対象に実施した燃やすごみの組成分析では、約 20%が資源化できる紙類(新聞紙、段ボール、雑誌類、雑紙等)や容器包装プラスチックでした。これらの分別を徹底していただくことで、燃やすごみを減らし、資源化することができます。

(4) 燃やすごみの削減目標

令和9年度までに平成30年度比で5,000t削減することを目標にしています。

燃やすごみの排出量は、平成30(2018)年度に約61,000tでしたが、市町と組合では、新たに建設する焼却施設の処理能力が将来的に過大にならないよう、他自治体の事例をもとに達成可能な削減目標を検討し、その達成を前提とした施設整備を計画しました。

令和9(2027)年4月に稼働を予定している第二期エネルギー回収推進施設180t焼却施設が完成すると、70t焼却施設と合わせた処理能力は最大で67,000t/年になります。一方、汚れていてリサイクルできない資源物や粗大ごみの破砕物など残渣物の焼却処理(約4,000t/年)や、災害発生時に災害廃棄物を速やかに処理できるようにするためには、平常時の排出量を56,000t/年を目標に削減しておく必要があります。

5,000tの削減目標は、家庭系と事業系に分けて以下の試算に基づいています。

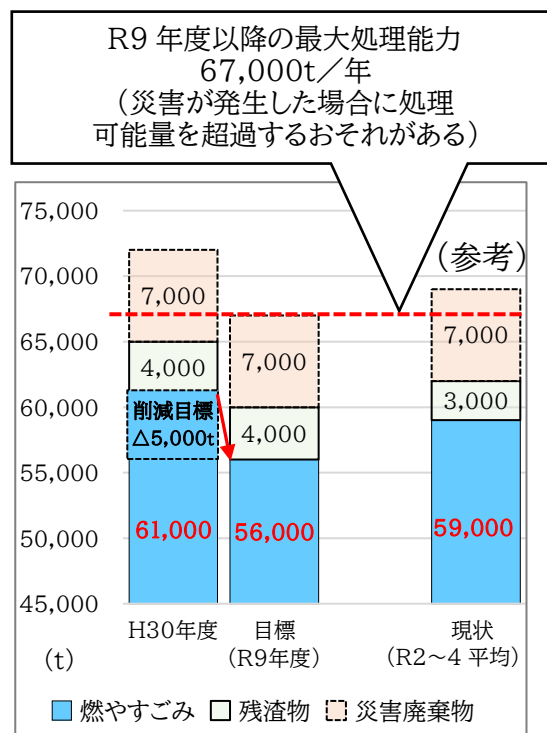


図4. 5,000tの削減目標の根拠

※…災害廃棄物の排出量(7,000t)は、災害廃棄物処理余力分(26t/日)より、焼却施設を年間稼働日数で稼働させた場合に、26t×268日=7,000t/年となることによる。

ア) 家庭系ごみの削減目標

$$44,339\text{t} \times 7\% = 3,104\text{t} \div 3,100\text{t} \dots \text{①}$$

44,339t: 平成30年度家庭系燃やすごみ排出量
7%: 大袋1枚あたりの価格10~20円(最も安価)の場合の削減効果
手数料水準とごみの減量効果(東洋大学山谷教授HPより)

イ) 事業系ごみの削減目標

$$16,475\text{t} \times 11.5\% = 1,895\text{t} \div 1,900\text{t} \dots \text{②}$$

16,475t: 平成30年度事業系燃やすごみ排出量
11.5%: 広島市の指定ごみ袋による事業系ごみ削減実績より

ウ) 合計 ① + ② = 3,100t + 1,900t = 5,000t

削減目標を達成するには平均して約8.2%の燃やすごみを削減する必要があります。45Lのごみ袋であればバレーボール1個分程度の量が目安となります。

直近3ヶ年の実績では、燃やすごみの排出量は約59,000tでしたので、削減目標達成まであと約3,000tの削減が必要です。

2. 制度の概要と効果

(1) 指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に、市町と組合が指定した専用のごみ袋を使用していただく制度です。指定ごみ袋制度には、ごみ袋の代金にごみ処理手数料を含む「有料指定袋制度」と、ごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」の2種類がありますが、市町と組合では、経済負担の少ない“単純指定袋制度”を導入する方針です。

なお指定ごみ袋の価格はごみ処理手数料を含まない市場価格のため、製造業者や小売店ごとに販売価格が異なります。

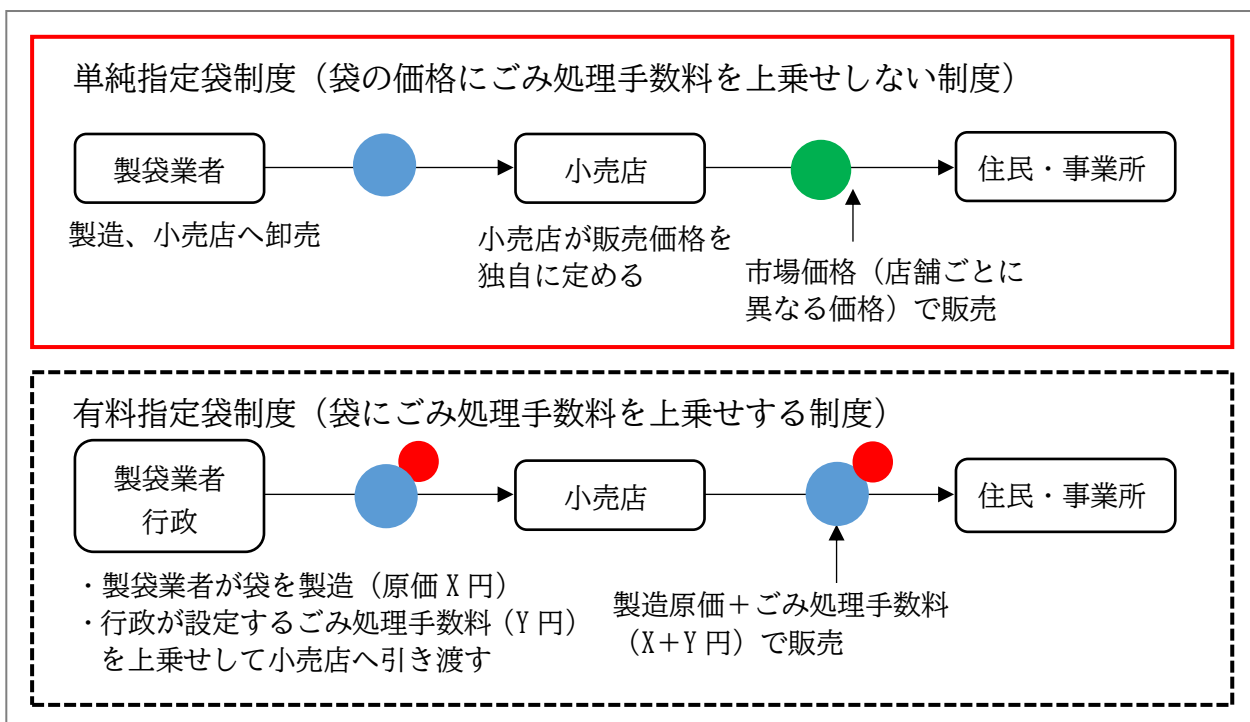


図5. 単純指定袋制度と有料指定袋制度の販売価格の違い

(2) 制度の実施時期

指定ごみ袋制度は家庭系・事業系共に令和6（2024）年度中の導入を予定しています。導入に向けては概ね以下のスケジュールで取り組みます。

令和6(2024)年1月	指定ごみ袋制度基本方針（案）パブリックコメント
// 3月	指定ごみ袋制度基本方針決定
// 4月～	住民説明会等の開催
// 10月	指定ごみ袋制度導入（移行期間開始）
令和7(2025)年4月	指定ごみ袋制度完全移行（移行期間終了）

(3) 制度の効果

①ごみの減量化と資源化の促進

指定ごみ袋の導入を契機として、ごみの分別を推進するとともに、日頃からごみの減量化を意識した生活習慣を心がけていただくことで、ごみの減量化と資源化が促進されます。

②不適切なごみの排出防止

市町と組合専用の指定ごみ袋を導入することで、地域外のごみが不正排出されることを防止します。

③ごみ処理経費の削減

燃やすごみの減量化と資源物の増加によって、ごみ処理経費の削減が期待されます。

3. 制度の方針

(1) 制度の対象

指定ごみ袋制度は、燃やすごみの削減を目的としているため、家庭系及び事業系の「燃やすごみ」を対象にします。

また家庭系と事業系で共通した仕様の袋を採用します。共通した仕様の袋とすることでスケールメリットが働き、価格の低減に繋がることや、排出者によって異なる袋の厚み（強度）などの選択の幅が広がることを期待しています。

(2) 指定ごみ袋の仕様

袋の色は、現在と同様、収集時に分別の確認ができ、かつプライバシーの確保にも一定の効果が期待される透明または（白色）半透明とし、文字の色は燃やすごみの指定ごみ袋であることをイメージしやすい赤色としています。

また、指定ごみ袋は単身世帯の住民から大規模事業所まで幅広い層が使用することから、容量が小さなものから大きなものまで幅広く用意するものとし、形状は袋をしばりやすいU字型と汎用性・経済性に優れた平型を併用します。

材質はごみ袋の材質として最も一般的なポリエチレンとします。このポリエチレンは大きく分けて LDPE（低密度ポリエチレン）と HDPE（高密度ポリエチレン）の二つに分けられますが、両者間で性質が大きく異なるため、排出する状況によって使い分けが可能なように併用します。

カーボンニュートラルの実現に向けて、指定ごみ袋にも環境配慮を求める声が増えつつあり、他自治体では指定ごみ袋にバイオマスプラスチックや再生プラスチックを使用する例もみられますが、これらはコスト増の原因にもなるため、これらの使用については市場のニーズにあわせて製袋業者が任意に選択できるようにします。

指定ごみ袋は市町の住民及び事業者がごみを排出するのに用いられるため、ごみ袋として使用するための必要最低限の強度を備えておく必要があります。そこでポリエチレンフィルム製袋及び、包装用ポリエチレンフィルムの JIS 規格を基準とした品質を指定ごみ袋の性能に求めることにします。また、家庭系と比較して、より袋の強度が求められる事業系ごみ等にも対応できるよう、厚みは JIS 規格の基準に加えて別途要求水準を設けます。

視覚障がい者の方が指定ごみ袋を判別できるよう、外袋の下部中央に穴を開ける加工を施します。

指定ごみ袋の仕様は以下のとおりとします。

袋の色	透明または半透明
透明度	内容物が識別可能な透明度を有すること
文字色	赤（〇〇〇相当色） 使用するインクにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。
容量	15L、30L、45L、70L
形状	平型またはU字型
素材	ポリエチレン（LDPE、HDPE等の指定はしない） 温室効果ガス排出削減を目的にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用することができる。
厚さ	JIS Z 1711:1994に準じる 但し45L以上の容量については事業系ごみ等に対応できる厚さ0.03mm以上の袋も製造すること。
品質	JIS Z 1702:1994及びJIS Z 1711:1994に準じる

(3) 表示内容

表示内容については以下のとおりとします。

1	ごみの種類「燃やすごみ・可燃ごみ」（もやすしかないごみ）の表示
2	「燃やすごみ」の外国語表記 (英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語・ウルドゥー語・タイ語)
3	容量（〇〇L相当）
4	任意記入欄
5	出し方のルール
6	認定番号

※任意記入欄について

家庭系：他自治体では、排出者名や番号を記載するルールを設けるなど、ごみの減量化や排出ルールの徹底に有効に活用している事例があります。地域でよりよい運用についてご検討のうえご利用ください。

事業系：事業所名を記載していただくことで、排出者責任を明確化すること等の利用が想定されます。

かみるい ようき しげん ふくろ い
紙類やプラ容器など資源になるものはこの袋に入れられません

No paper, plastic containers, or recyclables in this bag.

もやすしかないごみ

も かねん
(燃やすごみ・可燃ごみ)

Burnable garbage 가연 쓰레기 可燃垃圾
Lixos Incineráveis Basura incinerable Rác cháy được
दहनशील फोहोर آتش گیر فضلہ ขยะที่ติดไฟได้

〇〇L 相当

おやまし しもつけし のぎまち
小山市・下野市・野木町
(小山広域保健衛生組合)



- ・ごみを減らすことに協力してください
Please cooperate in reducing the garbage.
- ・ごみはきめられた日の朝8：00までに、きめられた場所にだしてください
Dispose of the garbage at the designated site by 8 am on the collection day.

認定番号〇〇〇号

図6. 指定ごみ袋のデザイン

(4) 指定ごみ袋の製造・流通・販売方法

市町と組合が袋の仕様を公開して製造する製袋業者を募り、認定を受けた製袋業者が自由に製造・流通させる“製造業者認定制度”を採用します。

この方式は複数の製袋業者が参入することで、製袋業者間や販売店間の自由競争が生まれ、価格低減や品質向上、多様なニーズに応える製品の供給につながるるとともに、既存の流通・販売経路を活用したスムーズな制度開始や指定ごみ袋の市場への安定供給の面でもメリットが期待できます。

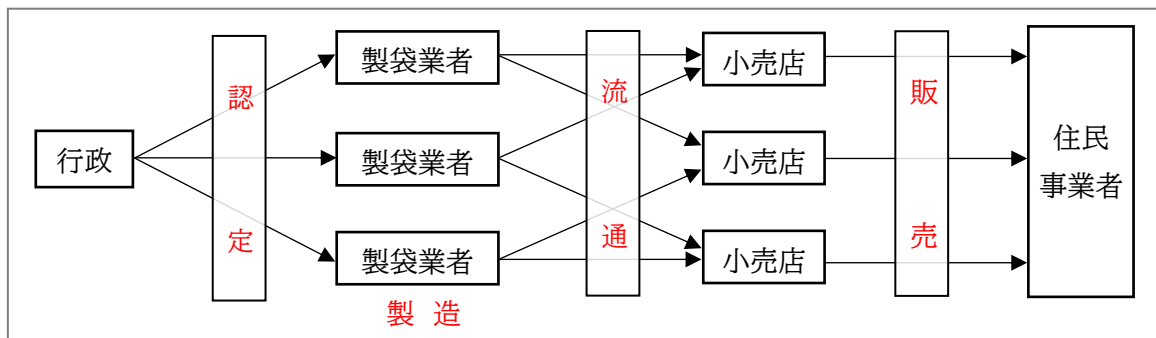


図7. 製造業者認定制度における指定袋の製造～販売フロー

(5) 指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱いについて

指定ごみ袋制度の開始後は、燃やすごみを排出する際には指定ごみ袋を使用していただくことになります。原則として指定ごみ袋に入っていない燃やすごみの収集はできません。

また中央清掃センターに直接搬入する場合も、可燃系粗大ごみや除外品目を除き、原則として指定ごみ袋に入っていない燃やすごみの搬入や処理はできません。

(6) 可燃系粗大ごみの取り扱いについて

畳や布団などの可燃系粗大ごみは、これまでどおり中央清掃センターに直接搬入できます。

(7) 組合の施設に直接搬入する際の指定ごみ袋の除外品目について

草や落ち葉等を中央清掃センターに直接搬入する際は、基本的に分別の余地がなく、指定ごみ袋を御利用いただく合理性がありません。他にも座布団やぬいぐるみなど、単独のごみを施設に直接搬入する場合も同様の理由から指定ごみ袋を使用していただく必要はありません。これら除外品目は広報やホームページなどでお知らせします。

※但し、これらを収集所に排出する場合は、指定ごみ袋を使用していただく必要があります。速やかな収集作業のために御協力をお願いいたします。

4. 制度導入にあたっての周知と啓発

(1) 住民への周知と啓発活動

指定ごみ袋制度導入にあたっては、すべての住民の皆様に対して、丁寧に周知する必要があります。説明会の開催のほか、ホームページや広報等、様々な広告媒体を活用して広く周知してまいります。

また制度導入後に、新たに転入される方や、まだ制度を把握されていない方にも御理解いただけるよう、継続的に広報活動に努めてまいります。

(2) 事業所への周知と啓発活動

指定ごみ袋制度導入にあたっては、市町の事業所が組合の施設で燃やすごみを処理する場合も、住民の皆様と同じく指定ごみ袋を御利用いただくこととなります。事業所から委託を受けている一般廃棄物収集運搬業者にも御協力いただきながら、通知文やホームページ等で周知してまいります。

また制度導入後に事業を開始された方や、新たに事業所を構えた方などには、施設への搬入許可申請手続きの際に併せてお知らせいたします。